五　法第七百十一条第二項本文（法第七百十四条の七において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するときは、同項本文に規定する事由

六　法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約において法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は法に規定する社債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

七　法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約における法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容

八　［略］

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第百六十三条　法第六百七十七条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

三　［略］

（社債の種類）

第百六十五条　法第六百八十一条第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

六　社債管理者を定めないこととするときは、その旨

七　［略］

八　社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

九　［略］

十　［略］

十一　社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約の内容

十二　［略］

十三　［略］

十四　［略］

五　法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

［号を加える。］

六　［同上］

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第百六十三条　法第六百七十七条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

（社債の種類）

第百六十五条　法第六百八十一条第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

［号を加える。］

七　［同上］

八　［同上］

［号を加える。］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

第二章　社債管理者等

（社債管理補助者の資格）

第百七十一条の二　法第七百十四条の三に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　弁護士

二　弁護士法人

第三章　社債権者集会

（社債権者集会参考書類）

第百七十三条　社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［略］

二　議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　候補者が社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

［2～4　略］

（議決権行使書面）

第百七十四条　法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

［2～4　略］

（社債権者集会の議事録）

第百七十七条　［1・2　略］

3　社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

［一～三　略］

四　社債権者集会に出席した社債発行会社の代表者又は代理人の氏名

第二章　社債管理者

［条を加える。］

第三章　社債権者集会

（社債権者集会参考書類）

第百七十三条　社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［同上］

二　議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

ハ　候補者が社債発行会社又は社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

［2～4　同上］

（議決権行使書面）

第百七十四条　法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　同上］

五　議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

［2～4　同上］

（社債権者集会の議事録）

第百七十七条　［1・2　同上］

3　社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

［一～三　同上］

四　社債権者集会に出席した社債発行会社の代表者又は社債管理者の氏名又は名称